

# 農地を転用する場合

宅地・店舗等へ転用する場合

公共用地(道路・河川・公園等)へ転用・寄付する場合

## 「農地転用等の通知書」等を提出し 地区除外の手続きを行って下さい

地区除外には決済金の納付が必要です。

決済金とは？

平成31年度 決済金額 **264円/m<sup>2</sup>**

残存農地の所有者(耕作)者が加重負担にならないように土地改良法第42条第2項及び地区除外処理規程により、事業負担金・施設の維持管理費等を一時払いをもって決済していただくものです。

(第1号様式)

### 記入例 農地転用等の通知書

このたび下記の土地についての農地法第5条第項第号の規定による<sup>許可の申請</sup>届出にあたり、地区除外等処理規程に基づきあらかじめ通知します。  
なお同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付しますから地区除外を申請します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 伊勢市河崎1丁目11番8号  
 転用組合員 氏名 宮川 太郎 (宮川)

住所 多気郡大台町粟生159  
 転用関係者 氏名 粟生 花子 (粟生)

住所 伊勢市河崎1丁目11番8号  
 決済者 氏名 宮川 太郎 (宮川)

宮川用水土地改良区  
理事長 奥山 伊助 様

記

1 土地 市 明和 町 大字 池村

字 名	地 番	地 目	行 動	転 用 額	転 用 目 的	備 考
惣田	1738-2	田	1,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	1,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	住宅建築	
			以下	余白		

- 2 公園 等
- 3 位置 図
- 4 農業委員会(県知事)に転用届出書 を提出しようとする日

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権利に基づき耕作又は養蚕の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

※申請人又は代理人連絡先

(第1号様式の添付書類)

### 記入例 誓 約 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付私等申出の貴土地改良区区域内 明和 町 1738-2 番地外 兼(雑草  
池村字惣田#  
1,000<sup>m<sup>2</sup></sup>)の農地転用に際し、農地法第5条の許可を受けるについては、下記事項を遵守することを誓約いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 伊勢市河崎1丁目11番8号  
 転用組合員 氏名 宮川 太郎 (宮川)

住所 多気郡大台町粟生159  
 転用関係者 氏名 粟生 花子 (粟生)

住所 伊勢市河崎1丁目11番8号  
 決済者 氏名 宮川 太郎 (宮川)

宮川用水土地改良区  
理事長 奥山 伊助 様

記

- 宮川用水土地改良区地区除外等処理規程第6条による決済金は、貴土地改良区の指示される期限内に納入します。
- 農地転用に起因し、国費、県費等の補助金が返還を命ぜられたときは、当該地に相当する額につき決済義務者に  
おいて納付するとともに、貴土地改良区の事業計画に変更を生ずる場合は、原因者においてその増加費用額を前  
付します。
- 当該土地が、特米、宮川用水事業に影響をおよぼすと認められる場合には、全面的に協力します。
- 転用農地内に現存する農業用施設をき損したときは損害補償の責に任じます。
- 転用農地内に現存する農業用施設の維持管理を害さないための工事を施行します。
- 宮川用水路における排水および汚物等の投棄の禁止
- この誓約に違反した場合は、如何なる処置に対しても異議ありません。

各種申請書は、土地改良区にあります。下記の連絡先までご連絡下さい。  
ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせは 賦課徴収係 TEL 0596-28-6157